	廃熱回収設備	1．廃熱利用ボイラー 2．高効率レキュペレータ 3．蓄熱式熱交換器
	省エネルギー型製造プロセス	高効率バッチ炉
	その他	自動トング
鍛造工程	省エネルギー型製造プロセス	1．コンピュータ制御式鍛造プレス 2．コンピュータ制御式型鍛造ハンマ 3．全自動ローリングミル
余材切断工程	燃焼設備	自動ガス切断装置
熱処理工程	燃焼設備	1．自動温度制御式熱処理装置 2．高効率バッチ式熱処理炉 3．中周波焼入装置 4．サブゼロ（深冷焼入）装置 5．バーナー燃焼制御システム
	廃熱回収設備	1．高効率レキュペレータ 2．蓄熱式熱交換器
機械加工工程	機械加工設備	高性能金属加工機械（旋盤、ボール盤、フライス盤等）
その他の主要エネルギー消費設備	燃焼設備	1．高効率ボイラー 2．高効率ボイラー燃焼制御設備 ①排ガス酸素量制御（空気比の適正制御） ②ＩＤＦファン回転数制御化
	熱利用設備	高効率蒸気使用設備 ①配管保温及びスチームドレンセパレーターの設置 ②高性能スチームトラップ
	廃熱回収設備	1．ボイラー空気予熱装置 2．ボイラー燃料ガス予熱装置 3．ボイラー給水予熱装置
	電気使用設備	1．高効率圧縮機 2．ファン、ブロワー、ポンプ等の効率化 ①回転機の自動オン―オフ制御装置 ②回転機の回転数制御、インバーター化 ③回転機の自動台数制御装置 3．力率改善装置（進相コンデンサ等） 4．高効率モータ
	空気調和設備、給湯設備	1．温度制御装置 2．蓄熱式空気調和・給湯システム
	照明装置	高効率照明器具 ①高圧ナトリウムランプ ②高出力型照明器具
	その他	エネルギーセンター需給管理システム

○文部科学省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省告示第１号

第一種指定事業者（上水道業、下水道業及び廃棄物処理業を除く。）による中長期的な計画の作成のための指針（平成十六年文部科学省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省告示第一号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十日

文部科学大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

○厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第１号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十七号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第二項の規定に基づき、特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置している者による中長期的な計画の作成のための指針を次のとおり定めたので、同法第十四条第三項の規定に基づき公表し、平成二十二年四月一日から適用する。

なお、第一種指定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業を営む者による中長期的な計画の作成のための指針（平成十六年国厚生労働省、経済産業省、環境省、国土交通省告示第一号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針

特定事業者のうち、上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に分類される業種に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。

⑴　上水道業

上水道業については、主要な工程である取水・導水工程、沈でん・ろ過工程、高度浄水工程、排水処理工程、送水・配水工程、総合管理、共通、その他の主要エネルギー消費設備及び未利用エネルギーに関し、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。）において定めるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置（以下「目標及び措置部分」という。）の実現に資する設備等の具体例としては、別表１に掲げる設備等が有効であることから、中長期的な計画の作成における検討事項として掲げるものである。